

# 駐 輪 場 使 用 規 約

新光産業株式会社(以下甲という)が賃貸している物件付属の駐輪場(以下本駐輪場という)を使用する者(以下乙という)はこの駐輪場規約(以下本規約という)に記載されている事項を遵守し、本駐輪場を使用する。

1. 本駐輪場における乙の駐輪場所(以下本駐輪場所という)及び駐輪車両(以下本駐輪車両という)は別紙「駐輪場使用申込書及び駐輪場使用承諾書」(以下申込書という)記載の通りとする。本駐輪場を利用できる車両は「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐輪対策の総合的推進に関する法律」に基づき防犯登録した車両に限るものとする。
2. 禁止事項
  - (1) 本駐輪場は、自転車の駐輪以外の目的で使用してはならない。
  - (2) 本駐輪場は、自転車以外の物品等の設置や増改築等を行ってはならない。
  - (3) 乙は、本駐輪場所の転貸または第三者への使用許諾等をしてはならない。
3. 乙の関係者・知人の本駐輪場使用について  
乙の関係者もしくは知人の短時間訪問目的の場合のみ本駐輪場への駐輪を認めるものとし、かつ、他の入居住者に迷惑をかけないように乙が保管および取扱いに関し責任をもって対処すること。乙は、自転車等を路上駐輪しないこと。  
乙の知人のものであっても、乙が責任をもって注意すること。
4. 使用料と支払時期について
  - (1) 本駐輪場所の使用料は、申込書記載の貸室契約(本体契約)第5条(諸経費等)の(6)付属施設(駐輪場)に記載ある使用料である。
  - (2) 使用料および支払時期は、申込書記載の通りとし、手数料等の費用は乙の負担とする。
  - (3) 支払済使用料については、乙は理由の如何に拘わらず、その返還を請求できない。
  - (4) 使用料は使用開始時期及び乙が本駐輪場の使用の終了をする場合のいずれにあっても月割り清算とし、日割り清算は行わない。
  - (5) 乙が甲の承認する賃料等保証サービス提供会社(以下保証会社という)を利用する場合、支払時期等は乙と保証会社との賃料等保証委託契約の規定に従うものとする。
  - (6) 甲は使用期間更新のつど使用料を改定することができる。この場合、甲は文書で改定額を事前に乙に通知する。
  - (7) 使用期間中であっても、経済情勢の変動、その他負担金の増加等やむを得ない事由がおきた場合には、甲は使用料を変更することができる。
5. 更新について  
本駐輪場の使用期間は、申込書記載の通りとする。期間満了の1ヶ月前までに甲・乙いずれよりも別段の意思表示がない時は、申込書記載の使用期間終了日の翌日から2年間更新されるものとし、以後も同様とする。但し、期間満了後の使用料に関しては、前項の規定による。
6. 本駐輪場の使用の終了について(解約について)
  - (1) 甲または乙は、やむを得ない事由により使用期間中に駐輪場の使用を終了しようとする場合には、それぞれ相手方に対し、書面によりその旨の予告をしなければならない。
  - (2) 甲は、乙が規約に違反した場合には、催告その他なんらの手続きを要しないで本駐輪場の使用を終了させることができるものとする。また、乙が特段の理由なく3ヶ月以上本駐輪場を使用しない場合、甲は乙に対し駐輪場の使用の終了を申し入れることができるものとする。
7. 乙は甲の指定する駐輪ステッカーを本駐輪車両の視認しやすい位置に貼り付けなければならない。  
ステッカーを貼っていない場合、不法駐輪とみなし撤去する。

8. 本駐輪場への新規駐輪申し込みにあたっては、乙は事前に甲に対し申込書を提出し、甲の文書による承諾を得てから行うものとする。また、駐輪車両の変更をする場合は、甲に変更届を提出しすみやかに通知し、新しいステッカーを受領し車両に貼付すること。
9. 本駐輪場への新規駐輪申込み・駐輪車両の変更・廃棄・撤去に関する費用は乙の負担とする。
10. 乙が、甲の指定する期日までに使用料の支払いをしない場合には、乙は遅延額に対し、年14.6%の割合による損害金を甲に支払うものとする。
11. 乙が本駐輪場を使用したことに起因する事故により、甲もしくは第三者に損害を与えた場合には、乙は自己の費用負担において一切の損害を賠償しなければならない。
12. 物件及び本駐輪場についての火災、震災、風水害等の天災、盗難、騒乱、居住者間のトラブルその他不可抗力による乙の損害に関しては、甲はその責を負わない。
13. 本駐輪場の使用が、理由の如何に拘わらず終了する場合には、乙はその責任と費用負担において、本駐輪車両を撤去し、本駐輪場所を原状に回復させ申込書記載の使用期間内に明渡しをしなければならない。この場合、乙が原状回復の措置を取らなかった時、甲は乙の費用負担にて、この処置をとることができる。
14. 乙の原状回復処置の遅延あるいは乙が所在不明又は明渡しに協力しない場合の対応は、申込書記載の貸室契約(本体契約)の「貸室の明渡し及び原状回復」の規定に準ずるものとする。
15. 下記各号の一つに該当する場合には、駐輪場使用は当然終了するものとし、これによって乙の蒙った損害について、甲は、何ら責を負わず、乙は名目の如何に拘わらず、甲に対して金銭その他の請求をしないものとする。
  - (1) 申込書記載の貸室契約(本体契約)が終了した時
  - (2) 天災地変、その他の不可抗力により本駐輪車両の駐輪が不可能になった時
16. 乙は甲に対し、所定の使用料または使用料以外の諸費用その他駐輪場の使用上発生した債務に基づく費用について、消費税及び地方消費税を別途負担する。法令等により消費税率及び地方消費税率が改定された場合は、その時点で変更するものとする。
17. 規約において、相手方に対する予告、通知ならびに承諾は、すべて文書によるものとする。
18. 甲は以下の場合に、甲の裁量により、本規約を変更することができる。
  - (1) 本規約の変更が、乙の一般の利益に適合するとき。
  - (2) 本規約の変更が、乙の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容がその他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。
19. 前項による本規約の変更にあたり、甲は、変更後の規約の効力発生日の1ヶ月前までに、本規約を変更する旨及び変更後の規約の内容とその効力発生日を物件に設置されている掲示板に掲示する。また、変更後の規約の効力発生日以降に乙が本駐輪場を使用した時は、乙は、本規約の変更に同意したものとみなす。
20. 規約に定めのない事項または疑義のある事項については、法令その他一般慣習に従い、甲・乙誠意をもって協議するものとする。

以上

2020年11月1日 制定

# 駐輪場使用申込書

貸主 新光産業株式会社 様

本体契約	貸主	新光産業株式会社	借主	
	物件名	MODULOR若林	号室	号室
	所在地	東京都世田谷区若林4丁目2-4		
	契約期間	年 月 日 ~	年 月 日迄	

駐輪場所/台数	NO. /1台	使用料	500 円(税別)/月額
駐輪車両	車台番号:	メーカー:	
	防犯登録番号:	色:	
支払時期	毎月28日までに翌月分(28日が土日祝の場合その前銀行営業日)		
振込先	三菱UFJ銀行 新宿支店 普通口座NO.5479041 口座名:新光産業株式会社 振込人お名前の前に、部屋番号を記入してください。例) 301新光太郎		
使用期間	年 月 日 ~	年 月 日迄	
備考			

私(以下使用者という)は、上記貸室契約(本体契約)に付随の物件付属駐輪場を使用することにつき別紙「駐輪場使用規約」を順守することを誓約し、本書を届け出致します。

年 月 日

使用者

氏名または名称

印

## 【注意事項】

- 本駐輪場の使用方法は別紙「駐輪場使用規約」の通りとなります。よくお読みいただき、お申し込み下さい。
- 駐輪台数は数に限りがございます。申込先着順となりますので、ご了承ください。(原則1部屋につき1台の利用です。)
- 本駐輪場は自転車専用です。バイク類は停められません。
- 本駐輪場への新規駐輪申し込みにあたっては、利用者は事前に貸主に対し駐輪場使用申込書を提出し、貸主の文書による承諾を得て指定のステッカーを貼りつけた後、使用を開始してください。
- 駐輪車両の変更をする場合は、貸主に変更届をすみやかに提出し新しいステッカーを受領し車両に貼付してください。
- ステッカーを貼っていない場合、不法駐輪とみなし撤去されることがあります。また、当該対応に要する費用を請求致します。
- 本駐輪場の使用料は、本体契約第5条(諸経費等)の(6)付属施設(駐輪場)に記載ある使用料です。